

平成27年6月12日

答申第542号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK共済会への業務委託において共済会に定例的に情報提供する文書の文書名」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はNHK情報公開規程第8条1項6号前段の不開示情報に該当するため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

なお、NHKがNHK共済会に定例的に情報提供することはない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年5月28日（第217回審議委員会）第556号諮問、審議
6月12日（第218回審議委員会）審議、答申